

高齢者のための在宅サービス

☎ 高齢政策課(☎27)2752)

市は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、さまざまな在宅サービスを行っています。ぜひ利用してください。

※各サービスの利用方法や申請方法などの詳細は問い合わせるか市HPを確認してください



▲市HP

新しいサービス

【家庭ごみの戸別収集】

対 自らごみステーションにごみを出すことが困難で、親族や近隣の人の協力を得ることができない、65歳以上で原則要介護1以上の人のみの世帯に属する人

【はり・きゅう・マッサージ施術費の助成】

対 65歳以上の人

※令和6年度に申請した人は電話ま

たは専用HPで申請できます



▲専用HP

【訪問理・美容サービス】

対 65歳以上で原則要介護3以上の人

※令和6年度に申請した人は電話または専用HPで申請できます



▲専用HP

【給食サービス】

対 65歳以上の1人暮らしで、食事の準備が困難な人

利用料 1食330円から

※利用できるのは週2回までです

【布団の乾燥・丸洗い】

対 65歳以上の1人暮らしで、布団の手入れが困難な人

【マイサポ事業日常生活用具の給付】

対 65歳以上の人

※対象は品目により異なります

給付品目 シルバーカー、入浴補助用具、電磁調理器

【紙おむつの支給】

対 65歳以上で要介護4・5の人または要介護3で重度の認知症の人

【緊急通報装置の貸与】

対 次の全てに該当する人

● 65歳以上の1人暮らしの人

● 急変の恐れがある慢性疾患や障害などがある人

● 特殊詐欺対策自動通話録音装置または見守りライト(通信機能付き電球)の貸与を受けていない人

【見守りライト(通信機能付き電球)の貸与】

対 次のいずれかに該当し、緊急通報装置の貸与を受けていない人

● 65歳以上の1人暮らしの人

● 65歳以上の人のみの世帯で、日常生活に不安がある人

【特殊詐欺対策自動通話録音装置の貸与】

対 65歳以上の人のみの世帯で、緊急通報装置の貸与を受けていない人

【エアコン購入費などの補助】

対 65歳以上の人のみの世帯で、次の全てに該当する人

● 自宅にエアコンが1台もない、または故障により使用できるエアコンが1台もない

● 世帯員全員が市民税非課税 ※故障による買い替えも対象です

【特殊詐欺対策電話機等購入費の補助】

対 60歳以上の人のみの世帯に属する人

【住宅改造費の補助】

高齢者が住む住宅のバリアフリー工事にかかる費用の一部を補助します。必ず着工前に相談してください。

対 介護認定を受けている65歳以上の人の人

【介護用車両購入費の補助】

車いす仕様車の購入・改造にかかる費用の一部を補助します。必ず購入・改造前に申請してください。

【ぐーちよきシニアパスポート】

県内外の「シニア」協賛店で提示すると割引などが受けられるカードを配布します。

対 65歳以上の人

配布場所 高齢政策課、各支所市民サービス課、いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター

障害者(児)のための支援

☎ 障害福祉課(☎27)2753)

市は、障害者(児)やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな支援を行っています。

新たに開始するサービスや見直しを行った事業を紹介します。各事業の詳細や申請方法などは障害福祉課に問い合わせるか市HPを確認してください。



▲市HP

JR精神障害者割引制度導入

JRグループなどの障害者割引制度が導入されました。

対 精神障害者保健福祉手帳に顔写真があり、旅客運賃減額の記載がある人

※精神障害者保健福祉手帳に顔写真がない人は手帳と顔写真1枚を持って障害福祉課または各支所市民サービス課へ

※旅客運賃減額の記載がない人は、手帳を持って障害福祉課または各支所市民サービス課へ

割引率 5割

※割引要件は障害の区分などにより異なります

医療的ケア児支援のための技術的指導・研修会を実施

医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケア児の受け入れの助言や技術的指導、研修会などを行います。

¥ 無料

申 直接または電話で障害福祉課または障害者センター(☎75)5530)、または専用HPから申し込んでください

医療的ケア児等支援事業 医療的ケア児などの支援を拡充

在宅以外の公共施設や福祉サービス事業所などで訪問看護を実施した場合も対象となります。

利用する際は、訪問看護を実施する事業所に相談の上、障害福祉課で利用の手続きを行ってください。

障害児移動支援事業 通学等支援の運用開始

保護者の就労や疾病などで通学時の介助者がいない障害児を対象に、ヘルパーによる通学時の送迎支援を移動支援事業で利用できるようになりました。また、移動支援事業へ参

入する事業所を拡充するため、事業所の要件を、障害福祉サービスなどを実施している事業者に拡大したほか、移動支援事業委託料の単価を見直しました。

利用する際は、移動支援事業を実施する事業所に相談の上、障害福祉課で利用の手続きをしてください。

重度心身障害児(者) おむつ給付事業の見直し

常におむつを必要とする在宅の重度心身障害児(者)への給付上限額を増額し、おむつの配布枚数を見直しました。利用者が給付額の範囲内でおむつを選択できるようになります。

上限額 月6600円

福祉タクシー事業の対象者を拡充

対 次のいずれかに該当する人

● 旅客運賃減額の第1種身体障害者療育手帳の判定Aの人

● 精神障害者保険福祉手帳1級の人 ※自動車税などの減免を受けている人やタクシー活用事業(くわまるタクシー)の利用者も対象です

助成券の交付 500円分の助成券を40枚交付します

利用方法 市と契約するタクシー事業者(介護タクシーを含む)に利用を申し込み、料金を支払う際に助成券を運転手に渡してください

障害者手帳ミライロIDを利用してください

障害者手帳の情報をスマートフォンなどからミライロIDに登録することで、各種割引を利用できます。障害者手帳の有効期限や再認定日なども確認できます。登録方法が分からない場合は、障害福祉課または障害者センターで操作の支援を行います。詳しくは市HPを確認してください。

※一部のサービスは、マイナポータルとの連携が必要な場合があります



▲市HP